資料7

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループの開催報告

国土交通省 自動車局

令和4年11月

送迎バスの置き去り対策

国土交通省

事案の概要

令和4年9月5日（月）、川崎幼稚園（静岡県牧之原市※幼保連携型こども園）において、2歳の園児が送迎用バス（18人乗りの中型バスに運転手、乗務員が乗車）に約5時間取り残され、その後心肺停止状態で発見、緊急搬送されるものの熱中症により死亡を確認

関係府省会議の開催

バス送迎に当たっての安全管理に関する具体的な対策等を示すため、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議を9月9日より開催。

＜構成員＞

こども政策担当大臣、内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省
（警察庁及び国土交通省はオブザーバー参加）

＜開催概要＞

第1回（9月9日） 全施設への緊急点検の実施、地方自治体による実地調査を開始
第2回（9月20日） 有識者からのヒアリング
第3回（9月29日） 先進自治体・有識者からのヒアリング
⇒ 「緊急対策のとりまとめに当たっての基本方針」の提示
第4回（10月12日） 緊急点検の結果確認、緊急対策のとりまとめ

「緊急対策のとりまとめに当たっての基本方針」（抜粋）（令和4年9月29日小倉子ども政策担当大臣指示）

1. 送迎用バスの安全装置装備について、児童福祉法、認定こども園法及び学校保健安全法等の体系の中で、最も適切な方法で義務化する。

2. 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを作成する。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループについて

国土交通省

設立趣旨

９月29日のバス送迎の安全管理に関する関係府省会議において、小倉こども政策担当大臣より「送迎用バス安全装置の設置義務化」や「安全装置の仕様に関するガイドラインの作成」等を内容とする基本方針が示された。
これを受けて、安全装置の仕様に関するガイドラインを作成するため設置した。

＜設置日＞
2022年10月４日

＜検討内容＞
（1）メーカー等へのヒアリングを通じた開発状況の把握
（2）送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインの作成

＜今後の予定＞
年内に装置の仕様に関するガイドラインを作成

委員・オブザーバー

【委員（8名）】（座長は◎）
◎廣瀬　敏也　芝浦工業大学
中川　正夫　（独）交通安全環境研究所
神野　義久　（一社）日本自動車工業会
松谷　宏　（一社）日本自動車車体工業会
大矢　雅彦　（一社）日本自動車部品工業会
藤井　宏行　（一社）日本自動車部品工業会
後藤　諭　（一社）日本自動車部品工業会
加藤　学　全国自動車用品工業会

【オブザーバー】
保育所・幼稚園等関係団体、
内閣府、厚生労働省、文部科学省

置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の概要

国土交通省

現在、①押しボタン方式、②自動検知方式などの車内への置き去り防止を支援する安全装置の開発が進められている。

●押しボタン方式

・運転手が車内に園児が残っていないか確認
・確認後運転手が車両後方の園児確認済ボタンを押し解除
・解除されない場合、車外に警報サイレンを発報

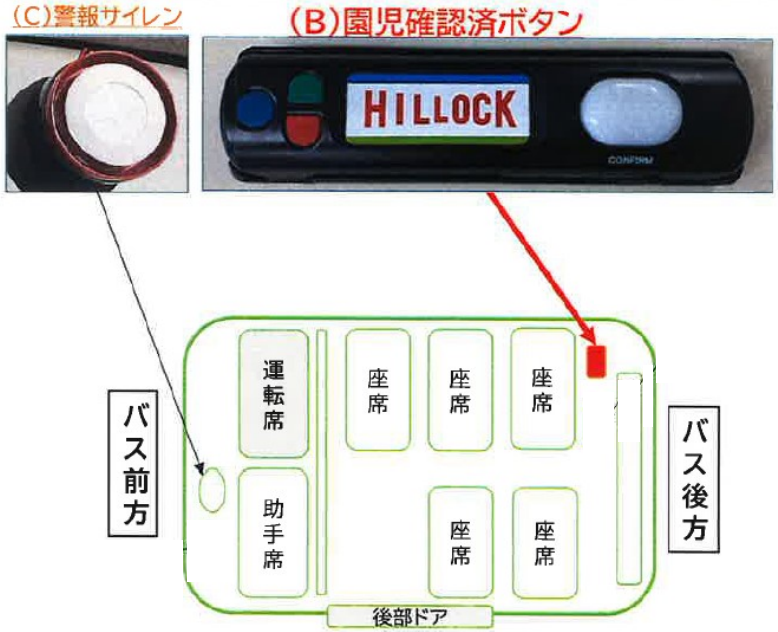

●自動検知方式

・カメラ等で車内を監視
・エンジン停止後園児が取り残された場合には車外に警報を発報

（出典：新潟日報デジタルプラスネット記事）